

## 陳情書回答

**【陳情事項】** —★印が懇談の重点項目です—

**【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。**

**1. 安心できる介護保障について**

**★(1)介護保険料・利用料について**

①介護保険料を一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

**【回答】[介護保険課]**

介護給付費準備基金については、取り崩して第6期の介護保険料に充てています。

第6期の所得段階については、8段階としていたものを12段階とし、被保険者の負担能力に応じてきめ細かく設定しました。また、第1段階の方については、基準額の0.5とするところを0.45として、その差額を公費で負担しています。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

**【回答】[介護保険課]**

所得段階が第1段階(生活保護受給者を除く)及び第3段階(軽減特例該当者を除く)の方で、前年の合計所得金額が33万円以下の第1号被保険者については、市独自で保険料の20%減免を実施し、低所得者への軽減措置をとっています。

利用料については、特定入所者介護サービス費の支給、社会福祉法人の生計困窮者利用者負担額の軽減措置、高額介護サービス費の支給制度があります。また、医療保険と介護保険における自己負担の合算額が負担限度額を超える場合に対象となる高額医療・高額介護合算制度があります。

③補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても、やむを得ない事由のある方に対しては措置制度を活用して救済してください。

**【回答】[介護保険課]**

預貯金が一定額を超える場合は、現行法では例外なく補足給付の対象外になります。市独自の救済制度はありません。

**(2)介護保険利用の際の手続き**

**★①介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。**

**【回答】[介護保険課・高年福祉課]**

新しい総合事業が始まった場合には、本人や家族の状況及び利用したいサービスを聞き取り、要支援認定を受けるか、基本チェックリストのみで良いかを判断し、申請を受け付けることになります。

②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

**【回答】[高年福祉課]**

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが実施し、現行と同じように居宅支援事業所に委託可能とする予定です。介護予防支援サービス費の上限は従来通りと国が定めているため、委託料は現行通りの予定で、現行額より高くなることはありません。

**★(3)基盤整備について**

特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

**【回答】[介護保険課]**

平成29年4月に小規模特別養護老人ホーム(定員29人)2施設が開所予定です。小規模

多機能型居宅介護施設(定員29人)と認知症高齢者グループホーム(定員18人)を併設する施設及び定期巡回・随時訪問介護看護各1施設が平成29年度中に開所予定です。さらに、大規模特別養護老人ホーム(定員100人)1施設、定期巡回・随時訪問介護看護2施設を整備する予定です。

#### (4) 総合事業について

① 総合事業移行にあたって

★ア) 総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護は継続して利用できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

【回答】[高年福祉課]

現行通りの介護予防訪問介護や通所介護については、介護予防ケアマネジメントに沿ってサービスを受けますので、必ずしも卒業となるわけではありません。ただし、短期集中サービスについては、短期的なサービスのため、概ね3か月から6か月で、終了となる可能性があります。

★イ) 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

【回答】[高年福祉課]

緩和したサービスの担い手は、前期高齢者を主に想定しており、高齢者自らが介護予防・生活支援の担い手となることで、自身の介護予防につながります。同時に、介護職員が要介護状態の方へのケアに専念できるようにし、介護職員の人員不足の解消も考えています。また、基準緩和した訪問介護・通所介護サービスができると、利用者は選択する幅が広がるというメリットがあるため、緩和した基準によるサービスを導入したいと考えています。

ウ) 総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

【回答】[高年福祉課]

総合事業に移行しても、現行のサービスは実施する予定であり、その他に多様なサービスの実施を検討しているところです。

② サービスの提供について

サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をしてください。

【回答】[高年福祉課]

サービスの提供に必要な事業費については確保する予定ですが、助成については今のところ考えていません。

#### (5) 高齢者福祉施策の充実にむけ

① 宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答】[高年福祉課]

ふれあいクラブ活動支援事業として、営利を目的としないボランティアによる法人格を有しない団体に対して1週間で4日以上、かつ1日に5時間以上でおおむね10人以上の利用者が見込めるクラブ活動を行う場合に助成を実施しています。

② 住宅改修、福祉用具、高額介護サービスの受領委任払い制度を実施してください。

【回答】[介護保険課]

住宅改修費と福祉用具購入費については、受領委任払いを実施しています。

#### ★(6) 障害者控除の認定について

① 介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】[市民税課・介護保険課]

12月31日現在(年途中で亡くなられた場合は死亡時点)で要介護1から要介護5までの方は、翌年度に障害者控除の対象となります。障害者控除の対象範囲は、地方税法及び同施行令の規定に基づいています。

② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請

書」を自動的に個別送付してください。

【回答】[介護保険課]

12月31日現在で要介護1から要介護5の要介護認定を受けている方は、「障害者控除対象者認定書」発行の対象としており、「障害者控除対象者認定書」を翌年1月に個別に送付しています。

## 2. 国保の改善について

★①保険料(税)は減免制度を拡充する等で払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】[保険年金課]

国民健康保険税は、国民健康保険事業を運営する上で重要な財源であり、法に従って適切に賦課すべきものと考えます。

減免については、高齢者、障害者、低所得者、子ども等に対し、市独自の減免を加えて幅広く実施しています。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答】[保険年金課]

18歳未満の被保険者については、平成22年度から市独自の減免制度として、均等割の3割を減免しています。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】[保険年金課]

資格証明書の発行は、納税者(滞納者)と納税課職員との面談の機会を増やし納税相談をしていただくためのもので、国保運営上必要な制度と考えます。なお、原則として保険税の滞納額を完納された場合に一般の保険証を交付しています。

④保険料(税)を払えない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁は行わないでください。短期保険証を発行する場合は、最低6ヶ月にしてください。

【回答】[納税課・保険年金課]

[納税課] 納税相談による生活状況の聞き取りなどから、納税者の生活実態の把握に努めています。財産を所有しているにもかかわらず、納期内に納税されない場合は、法令等に基づいて差押えを行っています。

[保険年金課] 短期保険証の発行は、納税者(滞納者)と納税課職員との面談の機会を増やし納税相談をしていただくためのもので、国保運営上必要な制度と考えます。なお、短期保険証については、原則として交付日から6か月が有効期間となっています。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】[保険年金課]

一部負担金の減免は、震災や風水害、火災などにより重大な被害に遭われた世帯や、失業などにより収入が著しく減少した世帯を対象に実施しています。一部負担金の減免は、市広報や市ウェブサイトなどで周知しています。

## 3. 税の徴収、滞納問題への対応等

★①税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押された鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないでください。

【回答】[納税課]

当市においても、児童手当等差押禁止財産については、差し押さえを行っていません。

- ★②税の滞納については、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)1)納税の猶予、2)換価の猶予、3)滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】[納税課]

滞納の解決にあたり、納税者から滞納原因や現在の生活状況を聴取し、分割納付など納税しやすい方法を相談しています。

#### 4. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】[生活福祉課]

法に基づいて適正に事務処理を行っています。

- ★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答】[生活福祉課]

ケースワーカーの充足率は満たしています。研修・会議を定例的に開催しています。また、面接は、親切、丁寧に行うよう常に心がけています。

③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめしてください。

【回答】[生活福祉課]

予定はありません。

④生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【回答】[生活福祉課]

自立相談支援事業は、平成27年度より直営で実施しています。また、生活保護制度の適用が必要な人には、生活保護の相談窓口に繋げています。

- ★⑤冬季加算引下げへの独自補填、夏季の冷房費相当の独自手当など新設してください。

【回答】[生活福祉課]

予定はありません。

⑥外国人への生活保護制度および手続きに関する説明文書(ポルトガル語やタガログ語)を整備してください。

【回答】[生活福祉課]

予定はありません。

#### 5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】[保険年金課]

福祉医療制度は、県制度でもありますので、県の動向も注視しながら、現在の制度を維持してまいります。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】[保険年金課]

子ども医療費助成制度につきましては、対象を小中学生の通院全額まで拡大したところです。今後も持続可能な制度として、現在の制度を維持していきたいと考えています。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病氣にも広げてください。

【回答】[保険年金課]

平成22年10月から精神障害者保健福祉手帳1級及び2級所持者の医療費助成を実施しております。

## 6. 子育て支援などについて

★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【回答】[子育て支援課]

ひとり親家庭に対する支援計画として、「一宮市ひとり親家庭等自立促進計画」(母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、平成27年3月策定)があります。

「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業」「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業」「ひとり親家庭等日常生活支援事業」「母子・父子自立支援プログラム策定事業」「キャリアカウンセリング」「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」「母子・父子・寡婦福祉資金」等すでにいくつかの生活支援施策を行っています。

ア)子どもの貧困率(等価可処分所得の中央値の50%以下の所得で暮らす相対的貧困の18歳未満の子どもの比率)を調査してください。

【回答】[生活福祉課]

調査実施の予定はありません。

イ)就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【回答】[学校教育課]

就学援助制度の対象は、平成23年度までの認定要件に加えて、平成24年度から生活保護基準額による認定基準も設け、改定前の生活保護基準の1.2倍以下の世帯までを対象としています。制度の案内は、市広報、市ホームページのほか、全児童生徒にお知らせを配布しています。

ウ)教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】[生活福祉課]

生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業については、実施を検討中です。「無料塾」や「こども食堂」に対する支援実施の予定はありません。

★②小中学校の給食費を無償にしてください。当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行い、未納者が生じないようにしてください。

【回答】[学校給食課]

学校給食法第11条第1項及び第2項の規定により、学校給食に要する経費(食材費)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とすることとなっているため現行どおりです。また、未納者が生じないよう就学援助の利用を勧めています。

★③児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。

【回答】[保育課]

保育実施義務を果たしています。

認定こども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、それぞれ定められた基準により保育がなされます。認可保育園での0歳児からの乳児保育実施園を拡大し、

年長児まで通園できる体制を整えています。

- ④保育環境や保育士の配置基準等の規制緩和をせず、拡充してください。保育料の軽減や、保育士の待遇改善を直ちに実施してください。

**【回答】[保育課]**

保育士の配置基準は国基準以上に充実した内容で実施しています。保育料は国基準の6割程度に抑制しています。保育士の給与待遇については、国の方針に準じて実施しております。

- ⑤児童虐待や“いじめ”的早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

**【回答】[子育て支援課]**

2015年度より、こども家庭相談員をそれまでの3名から4名へ増員し、児童虐待対策を強化しています。2015年11月の児童虐待防止月間には、市作成の横断幕をi-ビルに設置し、広報用ディスプレイを使い児童虐待防止を呼びかけました。また、福祉こども部長、次長をはじめ保育課、青少年育成課、子育て支援課の職員の名札を専用デザインのものにし、シンボルであるオレンジリボンを名札に付け、児童虐待防止の啓発に努めました。

スクールカウンセラーについては、すでに一宮市内の小中学校に配置しています。

- ⑥子育て・ひとり親世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。

**【回答】[子育て支援課]**

家賃補助の支援策はありませんが、子育て世帯、ひとり親世帯については、児童手当、児童扶養手当等の支援策があります。

## 7. 障害者・児施策の拡充について

- ①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

**【回答】[福祉課]**

グループホーム建設補助事業など、一宮市障害福祉計画に示したサービス量見込の達成及び提供体制の確保策を進めています。

- ②移動支援を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにしてください。

**【回答】[福祉課]**

移動支援につきましては、通学等の通年かつ継続的な利用は対象としていません。

- ③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料を無償にしてください。

**【回答】[福祉課]**

障害者(児)における障害福祉サービス等の利用者負担については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定められていることで、一宮市として変更することはできません。また、地域生活支援事業につきましても同様の取扱としています。

- ★④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

**【回答】[福祉課]**

「介護保険利用優先」の原則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律で定められており、一宮市として変更することはできません。ただし、介護保険で対応できないサービスについては利用状況などに基づき障害福祉サービスをご利用頂いております。

- ア)65歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

**【回答】[福祉課]**

65歳到達日の概ね3カ月前に要介護認定の申請案内を送付し、介護保険のご案内をする

とともに、障害福祉サービス固有のサービス等について相談や問い合わせの案内を行っています。

イ)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

**【回答】[福祉課]**

この要件は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律で定められており、一宮市として変更することはできません。ただし、介護保険で対応できないサービスについては、利用状況などに基づき障害福祉サービスをご利用頂いております。

⑤入院中のヘルパー派遣を認めてください。

**【回答】[福祉課]**

入院中のヘルパー派遣については、国の基準において医療機関で対応すべきものであるため、ヘルパー利用の対象としておりません。

⑥相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

**【回答】[福祉課]**

相談支援事業は、障害福祉サービス等として報酬が規定されている事業であり、一宮市として補助対象とすることはできません。なお、障害者やその家族の方からの様々な相談に対応する障害者相談支援事業や、虐待ケース・困難ケースに対する障害者基幹相談支援事業を実施し、相談事業の充実を図っています。

★⑦重度の障害者が生活するグループホームの夜勤職員は、必ず複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

**【回答】[福祉課]**

共同生活援助(グループホーム)の人員配置及び報酬単価については、障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準で定められています。一宮市として補助対象とすることは考えていません。

## 8. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

**【回答】[健康づくり課]**

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチンの任意予防接種については、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において効果や定期接種化などが検討されているので、その動向を見守りたいと考えます。また、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種の助成については、現在のところ予定はありません。他市町村の動向等を見守りたいと考えます。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

**【回答】[健康づくり課]**

高齢者用肺炎球菌ワクチンは、平成26年10月1日より定期予防接種化されたので、任意予防接種の助成は、平成26年9月30日をもって終了しました。

なお、定期接種化の際、接種時の一部負担金を4,000円から半額の2,000円としています。

## 【2】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

**【回答】[議事調査課]**

【2】1. 2は、一宮市議会の陳情書の取り扱い方法で対応します。

## 1. 国に対する意見書・要望書

- ①「経済・財政再生アクション・プログラム」による、社会保障制度の国民負担増や給付削減をやめてください。また社会保障改善は、消費税増税に頼らず予算を確保し実施してください。
- ②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。
- ⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

### (2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上